

実践情報社会論I (デジタル時代の著作権とオープン化)

野口祐子
渡辺智暁

第4回 講義

2010.5.12

担当：渡辺

(*本資料のライセンスについては、最後のページをご覧ください。)

今回のねらい

第一部

- ・「取引コスト」から見た著作権制度、ライセンス
- ・ライセンスとパブリックライセンスの違い
- ・オープンライセンス
- ・ライセンスの標準化・互換性確立の意味

第二部

- ・ライセンス互換性確立の事例：ウィキペディアのライセンス切り替え、フリーソフトウェア財団とクリエイティブ・コモンズの摩擦

(要点先取り)

- 著作物の加工や流通を促進させるためには、
(GPLやCCライセンスなど)オープンライセンス
を使うことはとても有効
- 「いちいち個別に許諾をとらなくていいから便利」という点が特に重要
- 実はこの利便性は他にもいろいろな形で実現
されうるもの。

取引コストから見た著作権

著作権の原則：「許諾がなければ、利用してはいけない。」

→著作権者から同意をもらわないと、複製、二次著作物の創作、頒布などはしてはいけない

- 例外はある。日本の著作権法のいわゆる権利制限条項
- 著作物性のないコンテンツもある（あるサイトの閲覧回数、など）
- 保護期間が切れたものは自由に利用可能

軋轢

- 自由に利用できるような技術的環境（PC、デジタル機器、通信ネットワーク）
- 無料で作品を提供し、利用してもらおうことも歓迎するような多数のクリエイター
- 違法コピーに悩み、無料コンテンツとの競争圧力に晒され、従来の複製・流通事業の将来を案じるコンテンツ諸業界

DRMと取引費用

- 権利者側の指定によるコントロールが可能
- デジタル技術がもたらす「利便性」を制限し、権利者にとって安心できる環境を整える
- 回避するのは違法

著作権法の目的

- ・著作物の「公正な利用」と「権利保護」を通じて、「文化の発展に寄与」することが目的

→より強い保護、DRMや強力な執行を実施しなければ、文化の発展が阻害されるのでは？

→逆に、より軽い保護、自由な利用を促進する方が文化の発展に寄与しやすい環境になったのでは？

取引コストを減らす法と制度

1. 作品・権利者のデータベース作成
(誰に許諾をもらえばいいか、わかりやすい)
2. 権利者への連絡可能な、作品・権利者DB作成
(どこに連絡したらいいか、わかる/連絡できる)
3. 権利の集中管理組織を設置／権利の原始帰属先一本化
(多くの作品/多くの権利者の許諾を簡単にもらえる 予算が立てやすい)
4. 強制許諾制度／権利制限／補償金制度
(交渉不要。許諾なしで使える)

※このような制度がなければ、許諾を得る作業は非常に大きな負担になりかねない。(cf. 前回の裁定制度の説明)

取引コストとライセンス

相対交渉の結果作成される利用許諾書(ライセンス)

→当事者双方の事情、力関係が反映されている。

...毎回条件交渉するのはお互い大変

法的有効性を確保するために、弁護士を雇うことも。(=コスト)

ライセンスの雛形

- ・レディーメイドのライセンス

自分が以前使ったライセンスを使いまわす
(あるいは雛形を使い、細部は変更する)

→弁護士の介在も減り、低コスト。

パブリック・ライセンス

- 「誰でもこの条件に従う限り利用できます」というライセンス
 - 個別の交渉を省略できることになる。
 - 権利者が行方不明になっても、交渉が不要なので、問題なく利用できる場合も多い。
- 著作物の流通を促進する上では、かなり強力な手段。

取引コスト

- ・多数の権利者が、作品をパブリックライセンス型の許諾の下で提供すると、その条件を満たせる範囲の利用について交渉は一切不要になる。
- ...が、そもそも許諾される利用行為の範囲が狭かったり、条件が厳しければ不都合が残る。

取引コストとオープンライセンス

- ・誰にでも利用を許諾する(パブリックライセンスである)
- ・複製と再配布を許諾する
- ・改変も許諾する
- ・商業利用も許諾する
- ・改変に必要なソースコードを提供する
(ソフトウェアの場合)

自由な利用を許諾するライセンス。
実質的に「他人による作品の改良・配布」の自由を担保。

→流通を強く後押しする効果がある。
が、まだ問題が。。

ライセンスの種類

オープンソース・ソフトウェアの場合、非常に頻繁に用いられるのはGPLとBSD。

オープンソフトウェア・イニシアチブが、その他のライセンスの認定作業を担当している。

現在66種類のライセンスが認定されている。

Mozilla Public License 1.1 (MPL)

W3C License

Ricoh Source Code Public License

NASA Open Source Agreement 1.3

Microsoft Public License (Ms-PL)

IBM Public License

...

利用者側の不都合

- ライセンスは数が少ない方がいい
 - 内容もわかりやすく書いてある方がいい
 - 異なるオープンライセンスがついているコンテンツを組み合わせることはできるのか？（個別に検討しなければならないのは大変）
- オープンライセンスが増えることで生じる、これまでにはない種類のコスト

標準化・互換性確立

標準化

- ・オープンライセンスの数を減らし、利用者がライセンスを理解・解釈する手間を減らせる
→かなり大掛かりな取り組みになる

互換性確立

- ・ライセンスの数はそのままに、「ほとんど同じ主旨のライセンス」下にあるものを組み合わせさせて使えるようにする
→個別のライセンスの改訂によってかなり実現可能

何故オープンライセンスなのか？

- ・ソフトウェアやコンテンツを自由に利用できる環境(PC、ネット)があるし、喜んで提供するクリエイターもいる。
 - ・自分たちに都合のより法制度は、権利保護がもっと緩く、許諾を求めずに使えるような制度
 - ・改正をしようと思うと、コンテンツ事業者などのロビー活動と正面衝突することに
- 法制度はそのままに、自由な環境を立ち上げるために、オープンライセンスを使う。

両刃の剣としての“Viral”な条項

「この作品を利用して二次著作物を作成したら、その二次著作物も、この作品と同じライセンスで提供しなければならない」

→様々に利用されるにつれて、同一ライセンス下にある作品が増えていく

ところが、この条項を持ったオープンライセンスが増えると、オープンライセンス間の断絶(組み合わせ不可能性)が深刻に...

日本でも...

- ニコニコモンズ : 対応サイトのみでの自由利用向けのものもある。非営利の範囲は未定義。
- ピアプロ : サイト内でのみの自由利用。
- NHKクリエイティブ・ライブラリー : 非営利のみの場合、個人の宣伝もNG。; 不法行為全般の禁止規定があり、反すると許諾取り消し。
- GFDL : 改変履歴を保存しなければNG; ライセンス全文を同封する義務; 営利も許諾; Viral条項入り。
- CC : 非営利の範囲は未定義。
- (Pixiv Commonsも?)

参考資料

Open Software Initiative “The Open Source Definition”

<http://www.opensource.org/docs/osd>

Erik Möller et al. “Definition of Free Cultural Works”

<http://freedomdefined.org/Definition>

NHK クリエイティブ・ライブラリー 「利用のルール」

<http://cgi4.nhk.or.jp/creative/cgi/page/Static.cgi?filename=rule.html>

ニコニ・コモンズ「作品利用者向けガイドライン」

http://help.nicovideo.jp/niconicommons/use_guideline/

ピアプロ「はじめにお読みください」

<http://piapro.jp/intro/>

ピアプロ「キャラクター利用のガイドライン」

http://piapro.jp/license/character_guideline

渡辺&野口(2010)「オープンアクセスの法的側面:オープンアクセスの法的課題:ライセンスとその標準化・互換性を中心に」情報の科学と技術 60(4). pp.151-155.

ウィキペディアのライセンス事情

- ・ウィキペディア 2001年1月に開始
- ・当時はCCライセンスが存在しなかった。(CC ver.1.0は2002年)
- ・GFDLを採用 (GPLを作成したフリーソフトウェア財団によるライセンス)
- ・GFDLは本来はソフトウェアのマニュアル等を想定したライセンス(GNU Free Documentation License)→ウィキを想定して作成されていない

GFDLを使いたくないという意見

- ・文書を想定しているので使いづらい(表紙、裏表紙、題扉、などの構造を持つコンテンツ向け)
- ・悪用されにくいように保護が固いが、悪用でない利用も禁止するケースがある。
- ・CC-BY-SAの方が読んでわかりやすい
- ・柔軟な規定もある。

組合せをめぐる問題

- ・CC-BYやCC-BY-SAライセンスがついているFlickrの写真を、ウィキペディアに掲載してもいいのか？
- GFDLとCCライセンスそれぞれの解釈による
- ウィキペディアがCCライセンスを採用していたら問題なかった

主な選択肢

- ・別のライセンスで始めから出直し
→数年間の蓄積が活かさない
- ・ライセンスつけかえについて投稿者から許諾をとる
→どこにいるかもわからない投稿者も。本人確認のとりようがない匿名投稿も。
- ・ライセンス改訂を経た移行
→蓄積を活かせ、簡単な解決方法
(…と思ったが、実際には4年+の取組みに)

何に時間がかかったのか？

- ・ライセンスの改訂にはそもそも時間がかかる
- ・2005年に対立が先鋭化。ストールマンから見て「最低限の自由を保護しない」ライセンスをCCが作成した。ストールマンはCCへの支持を撤回。

FSFとCCの溝

- ・ ストールマンは信念の人
実現されるべき自由を念頭にライセンスを作成
- ・ クリエイティブ・コモンズは実利重視、多くの異なる
考えの人を巻き込んだ連合を形成
多様なニーズのために多様なライセンスを作成する。

→摩擦に

主な経緯

- 2005.11 ccLab発足。互換性の公式な模索
- 2006.8 ウィキマニアでレッシング=モグレン会合
- 2006.9 GFDL 2.0 ドラフトが登場
- 2007.12 ウィキメディア財団の決議
- 2008.11. GFDL ver.1.3が登場
- フリーソフトウェア財団との交渉の結果、ウィキメディア財団は2つのライセンスの併用に
- 2009.1.-5. 全プロジェクトでの議論と投票
- 2009.6. ライセンス変更の実現

考察：失敗しないライセンス選び

- ・多数がコラボレーションするようなサイト/コンテンツのライセンスを一度選ぶと、あとから付け替えることはとても難しい。

（ウィキペディアは運がよかった）

- ・ライセンスの改訂権を自ら持つておくことは、問題解決につながるが、サイトの投稿者にとっては不安材料にもなる。（「サイトが売却されたら/運営方針が変わったらライセンスが大きく変わってしまうのでは？」「いいように利用（搾取）されるのでは？」）

考察（承前）

→「外部の信頼できる第三者が開発・改訂しているライセンス」と「自前ライセンス」の併用がひとつの解決か

- ・サイトや集団ごとの文化・慣習があるので、それに即したライセンスを開発すると、集団内では最も納得できる内容にしやすい
- ・ところが、それではサイト間の還流ができなくなる。

考察：コンテンツの還流のために

- ・サイト間のコンテンツの還流を簡便にするには、各サイトの共通ライセンスが鍵に。
- ・ライセンスの開発・改訂をしている団体間の連携が広い範囲に受け入れられやすいライセンスを作る鍵に。
- ・「万人向けなので誰にとっても少し不便」なものができる問題もある。コミュニティ独自のこだわり、慣習などは、「普遍」を目指すライセンスには組み込みにくい。

おさらい

- 「取引コスト」から見た著作権制度、ライセンス
- ライセンスとパブリックライセンスの違い
- オープンライセンスの特徴
- ライセンスの標準化・互換性確立の意味

- 事例：ウィキペディアのライセンス切り替え；フリーソフトウェア財団とクリエイティブ・コモンズ

参考資料：ライセンスおよびその解説

Mia Garlick, "Version 3.0 Launched " February 23, 2007

<http://creativecommons.org/weblog/entry/7249>

Creative Commons "Creative Commons Licenses"

<http://creativecommons.org/licenses/>

Free Software Foundation "GNU Free Documentation License"

(November 10, 2008更新版) <http://www.fsf.org/licensing/licenses/fdl-1.3.html>

Free Software Foundation "FDL 1.3 FAQ" (December 21, 2008更新版)

<http://www.gnu.org/licenses/fdl-1.3-faq.html>

Free Software Foundation "FSF Releases New Version of GNU Free Documentation License" November 3, 2008

<http://www.fsf.org/news/fdl-1.3-pr.html>

参考資料：互換性について

Lawrence Lessig "CC in Review: Lawrence Lessig on Compatibility" November 30, 2005,

<http://creativecommons.org/weblog/entry/5709>

"An open response to Chris Frey regarding GFDL 1.3"

December 3, 2008

<http://www.fsf.org/blogs/licensing/2008-12-fdl-open-letter>

Eben Moglen "Document Licenses and the Future of Free Culture" August 4, 2006, Wikimedia Conference

(Wikisource英語版保管分, September 25, 2008版)

http://en.wikisource.org/wiki/Document_Licenses_and_the_Future_of_Free_Culture

参考資料：ウィキメディア、ウィキペディア での議論等

Erik Moeller “[Foundation-l] GFDL 1.3 Release” November 3, 2008

<http://lists.wikimedia.org/pipermail/foundation-l/2008-November/046996.html>

Wikimedia Foundation “Resolution:License update” May 8, 2008版

http://wikimediafoundation.org/wiki/Resolution:License_update

Eloquence et al “Licensing_update/Questions_and_Answers” Meta Wikimedia, January 22, 2009版

http://meta.wikimedia.org/wiki/Licensing_update/Questions_and_Answers

Eloquence et al “Licensing_update” Meta Wikimedia, January 25, 2009

http://meta.wikimedia.org/wiki/Licensing_update

Crazyeddie et al “Wikipedia talk:GFDL upgrade” English Wikipedia , August 6, 2004版 http://en.wikipedia.org/wiki/Wikipedia_talk:GFDL_upgrade

“Wikipedia:Wikipedia Signpost/2007-12-03/License compatibility” English Wikipedia, January 18, 2008版

http://en.wikipedia.org/wiki/Wikipedia:Wikipedia_Signpost/2007-12-03/License_compatibility

参考資料：CCとFSFの摩擦

Benjamin Mako Hill “Towards a Standard of Freedom: Creative Commons and the Free Software Movement”

July 29, 2005 http://mako.cc/writing/toward_a_standard_of_freedom.html

“rms vs creative commons @ copyright2005” dose, July 4, 2005

<http://dosemagazine.blogspot.com/2005/07/04/stallman-et-al-at-copyright2005/>

Richard Stallman “16 September 2005 (BBC Creative Commons)” Political Notes, September 16, 2005 [http://www.stallman.org/archives/2005-sep-dec.html#16%20September%202005%20\(BBC%20Creative%20Commons\)](http://www.stallman.org/archives/2005-sep-dec.html#16%20September%202005%20(BBC%20Creative%20Commons))

Richard Stallman “The Free Software Movement and the Future of Freedom”

March 9th 2006 <http://www.fsfeurope.org/documents/rms-fs-2006-03-09.en.html>

參考資料：全般

David Bollier (2009) “Viral Spiral: How the Commoners Built a Digital Republic of Their Own.” New Press. (<http://www.viralspiral.cc>)

ライセンス

この発表資料を2種類のライセンスで提供し、利用者が選べるようにするために、利用許諾に関する注意書きを以下に記します。

- ・ この発表資料は、CC-BY 2.1 JP (<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)でライセンスされています。
- ・ この発表資料は、CC-BY-SA 2.1 JP (<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)でライセンスされています。

参考までに、本作品のタイトルは「ウィキメディア・プロジェクトにおける著作権とライセンス展望と課題」で、原著作者は渡辺智暁です。本作品に係る著作権表示はなく、許諾者が本作品に添付するよう指定したURIもありません。